

(29) 契約審査委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

契約審査委員会は、本法人における一般競争入札の参加資格等の審査及び不正入札の防止等、契約の締結について公正かつ適正に対応することを目的とする。

イ 組織の構成及び構成員等

契約審査委員会は、事務局次長、施設課長及びその他調達役が必要と認められた者をもって組織する。
令和元年度は、施設安全・環境委員会委員長を含む委員3人により構成した。

② 運営・活動の状況

ア 委員会の開催状況

令和元年度は11件の工事及び設計契約に関する競争参加資格要件、競争参加資格審査について審議した。（内1件は不調）

なお、低入札となった3件については、業者から提出された入札事情説明書及び調査結果報告を審査のうえ、落札者を決定した。

イ 審議された主な事項

- i) 競争参加者資格の審査（11件）
- ii) 競争参加者の資格審査（11件）
- iii) 落札候補者に係る低入札価格調査結果の審議（3件）

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

競争参加者の拡大を目的とし、引き続き参加資格要件の拡大（企業の施工実績について建物規模等の指定をしないなど）を実施した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

今後の検討課題としては、引き続き競争参加資格要件を拡大した結果の検証を行い、適正な入札・契約手続きに留意する。